福 指 第 ３１０ 号
令和７年 10 月 14 日

各関係介護サービス事業所
各 関 係 介 護 保 険 施 設 管理者 様

静岡県健康福祉部長

令和７年度静岡県介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（介護分）交付要綱の制定について（通知）

急激な物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等を支援するため、介護サービス事業所・施設を運営する法人等に対し、支援金を交付することとし、令和７年度静岡県介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（介護分）交付要綱を定めたので通知します。

交付要綱につきましては、下記のとおり、静岡県のホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

なお、本支援金の申請方法や受付期間等については、今後、県のホームページ等でお知らせするほか、事業の詳細につきましても、県のホームページに随時掲載しますので、ホームページの最新情報を必ず御覧ください。

記

○静岡県（福祉指導課）ホームページ

https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/1040734/1040737/1072861/1077754.html

○交付の対象及び交付額等

区分	対象事業所・施設種別	交付額
短期入所生活介護事業所（単独型）	短期入所生活介護事業所（単独型）	定員１人につき 5,300 円
介護保険施設及び短期入所生活介護事業所（併設型）等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム（静岡県が所管するものに限る。）	定員（短期入所生活介護を併設する場合は合算後の人数）１人につき 5,300 円

※対象事業所・施設については、令和７年７月１日時点で指定等を受けているものであり、申請時において休止・廃止しているものは含まない。

担当 福祉長寿局福祉指導課
介護指導第２班
電話 054－221－3256